

# 始良市における『身寄り』 問題に関する取り組みについて



始良市保健福祉部 社会福祉課 福祉政策係

# 目次

- 1 始良市における現状と課題
- 2 ガイドライン策定に至った経緯
- 3 現在の取り組みと困難を感じていること
- 4 今後の取り組み

# 始良市の概要

○人口 77,838人 (R3.8.1時点)

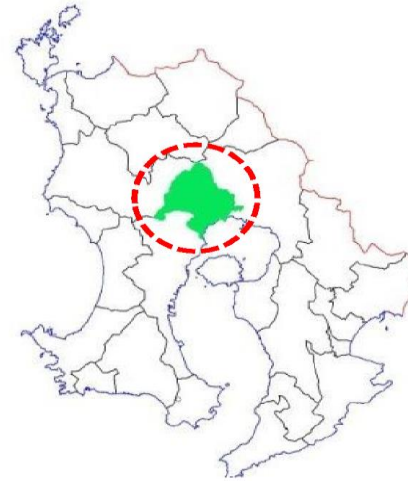
65歳以上人口 24,299人

高齢化率 31.2%

○面積 231.25km<sup>2</sup>

○市の概要

本市は鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、市役所本庁から県都鹿児島市中心部まで約20km、鹿児島空港まで約12kmと、良好なアクセス環境を有しています。平成22年3月に加治木町・始良町・蒲生町の旧3町が合併し、本市が誕生しました。



始良市イメージキャラクター  
くすみん

# 1 本市の現状と課題

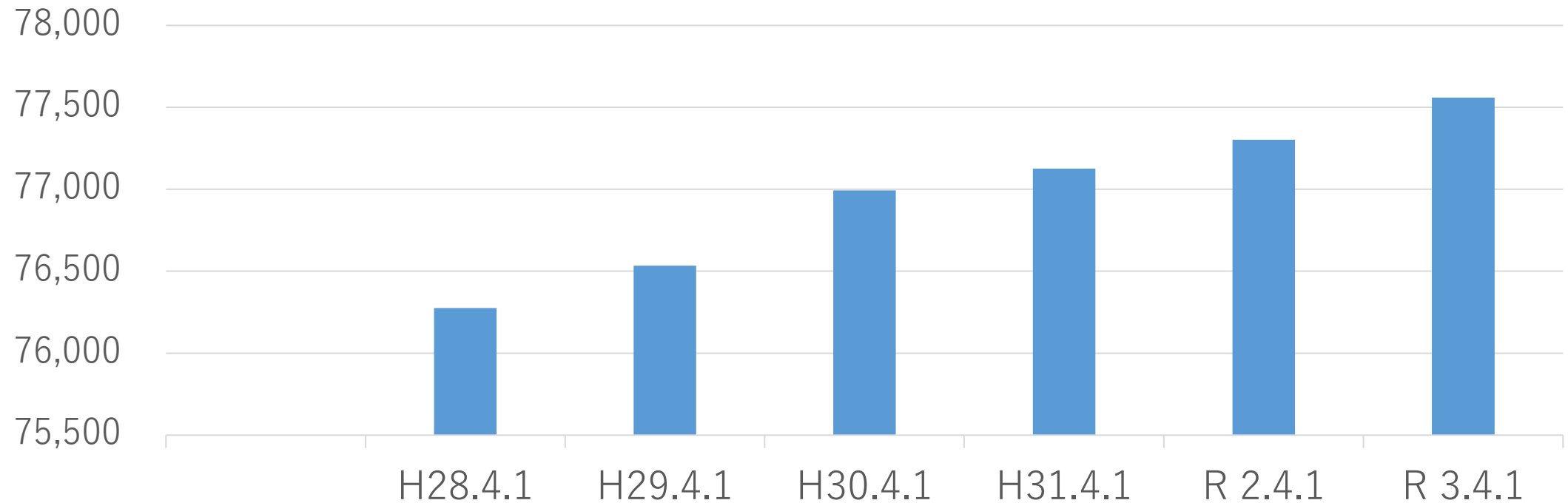
## 本市の人口・世帯数の推移

基準日	総人口 (人)	総世帯数	65歳以上 単独世帯数	割合	前年との比較
					65歳以上 単独世帯数
H28.4.1	76,275	35,222	6,859	19.47%	
H29.4.1	76,534	35,535	7,010	19.73%	151
H30.4.1	76,993	36,094	7,141	19.78%	131
H31.4.1	77,126	36,546	7,326	20.05%	185
R 2.4.1	77,302	36,927	7,549	20.44%	223
R 3.4.1	77,560	37,281	7,743	20.77%	194

# 1 本市の現状と課題

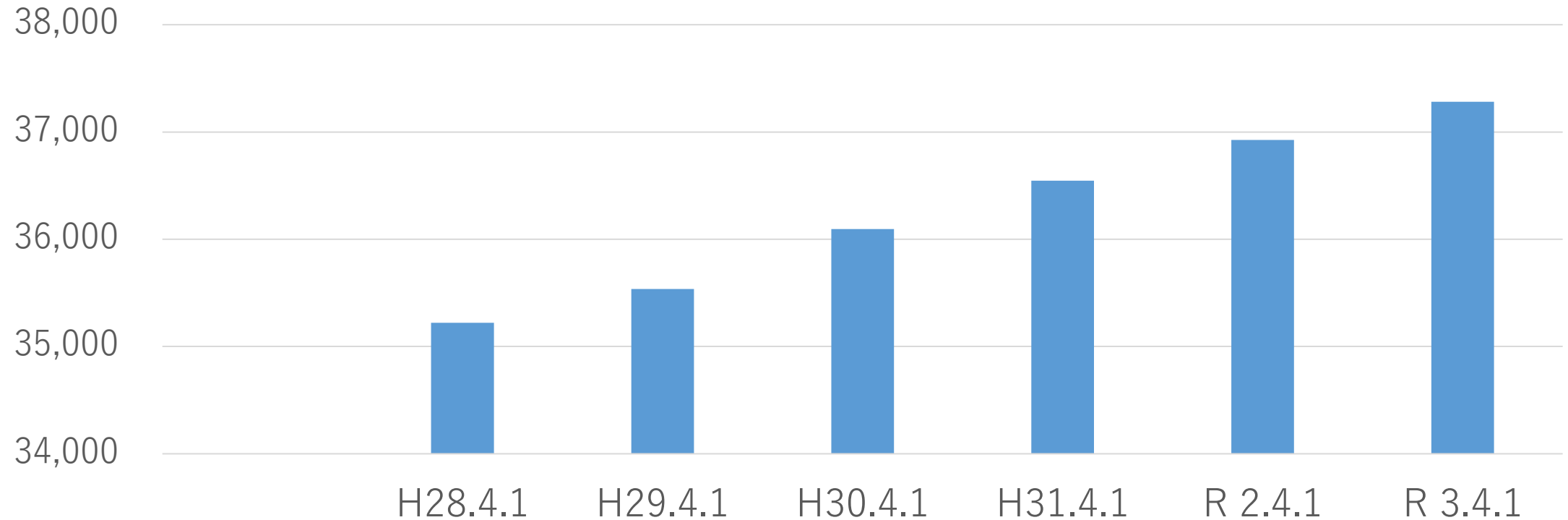
## 総人口の推移

単位：人



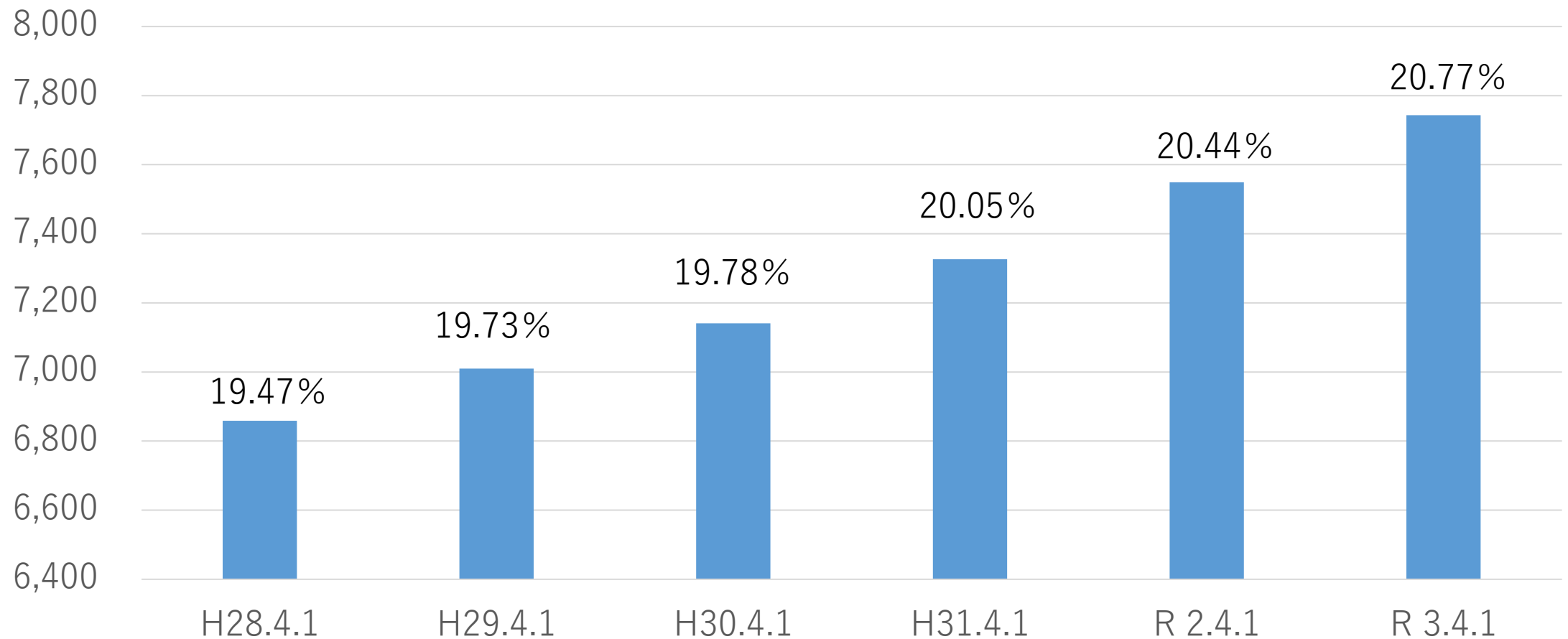
# 1 本市の現状と課題

## 総世帯数の推移



# 1 本市の現状と課題

## 6 5歳以上の単独世帯数 及び 総世帯数に対する割合の推移



# 1 本市の現状と課題

- (1) 人口の増加に伴い、65歳以上の単独世帯も増加
- (2) 高齢化が進展する中で、ここ数年、本市においても認知症等により判断能力が不十分な方、単独世帯で頼れる親族がいなかったり、親族が見つかって、関りを拒否される方などが増加しており、『身寄りがない方』に対してどのように支援していくかが喫緊の課題



## 2 ガイドライン策定に至った経緯

このような現状から、『身寄りがない方』について支援を行っている現場の方々からガイドライン策定の必要性が求められるようになった。

令和2年度に、保健福祉部において協議を行い、現行制度上で対応できる事項を整理した「始良市身寄りがない方への支援の在り方ガイドライン」を策定するに至った。

ガイドラインについては、関係機関への説明会を行い、市ホームページに公表

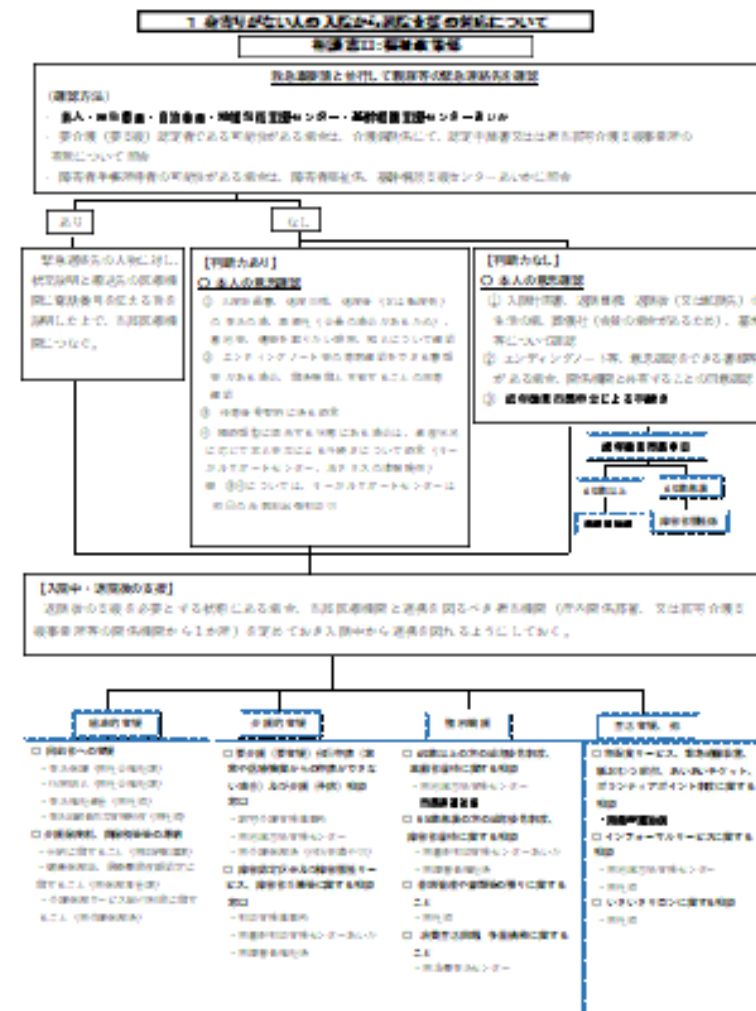
# 身寄りがいない方への支援の在り方ガイドライン

令和 3年 1月

始 良 市

## 1 入院から退院に係る支援

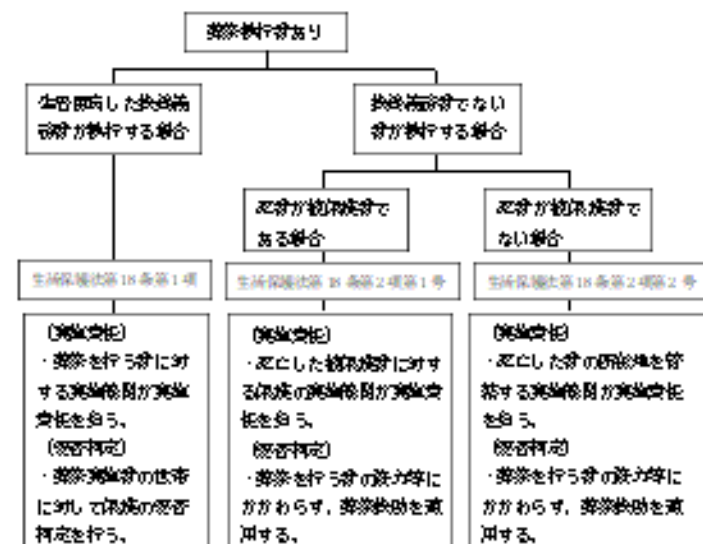
身寄りが判明していない方が入院せざるを得ない状況になったときに、始良市として、医療機関との連携が円滑にできるように次の流れを 踏まえて支援をすることとする。



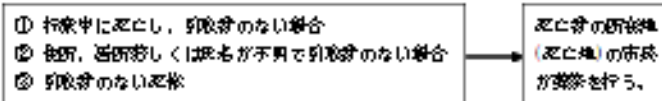
## 2 身寄りのない方(単身)が亡くなった場合の葬儀

### (1) 町民制度(参考:生活と福祉第46号)

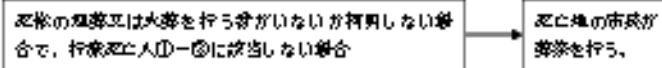
#### ア 生活保護法



#### イ 行楽中及行楽中の人取扱い(葬儀執行なし)



#### ウ 墓地、埋葬等に関する法律(葬儀執行なし)



## 2 身寄りのない方が亡くなった場合の葬儀

保健福祉課 社会福祉課 福祉政策課 0906-66-2206(直通)

※上記葬儀を第一の選択とし、その他の対応、関係部署等については市民生活課で検討を行う。

### 4 火葬及び埋葬の取扱い

#### ① 身元が何人もいない場合

生活保護受給者の場合には、生活保護法に基づく葬儀補助等に対応することが考えられる。生活保護受給者でない場合に、火葬・埋葬を行う方がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓塚法」という。)第7条第1項の規定に基づき、給付市が火葬、埋葬を行う。ただし、身寄りがいない方が病気で亡くなった場合には、死亡届等において病院の協力を要する。

#### ② 身元が何人もいない場合

身元不明者の死亡については、「行楽中の人」として行楽中の人取扱い(以下「行楽法」という。)第7条第1項の規定に基づき、給付市が火葬、埋葬を行う。ただし、身元不明の方が病気で亡くなった場合には、火葬許可申請等において病院の協力を要する。

### 5 身寄りのない遺棄者の取扱い

#### (1) 遺棄について

##### ア 生活保護受給者の場合

生活保護受給者の場合には、葬儀を行う葬儀執行がないときや、遺棄金で葬儀を行うに必要な費用を満たすことのできないときに、葬儀補助(20万円前後)を行うことができるが、この費用についても、遺棄の金額・有償死体で該当しても不足する場合には「遺棄の終了」を完結して対応することとされている(生活保護法第16条)。

ただし、当該者の遺棄金(葬儀費用等に充当してもなおった遺棄金)については、遺棄金を相続する方が明らかでないため、相続財産管理人を立てる手続きを行う必要がある(民法第962条第1項)、これを請求する旨及び相続財産管理人が選任されるまでの間の遺棄金の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、本号ごとに個別に検討が必要がある。

##### イ 行楽中の人の場合

行楽中の人(遺棄)については、行楽法第12条において、保管に不当な費用や手数料を要する場合等を除いて、市が保管することとする。ただし、当該者の遺棄金については、アの場合と同様、遺棄金の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、本号ごとに個別に検討が必要がある。

##### ウ 市営老人居宅の場合

平成24年1月26日「公営住宅における単身入居者死亡後の対応方針」が示されている。

エ アーウのいずれにも該当しない場合(身元が何人もいない遺棄者の場合など)  
相続人の存在が明らかでない場合には、家庭裁判所への利害関係人又は被相続人の請求により相続財産管理人を選定することになる(民法第962条第1項)。この場合もア、イのケースと同様に、当該者の遺棄金については、遺棄金の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、本号ごとに個別に検討が必要がある。

#### (2) 遺棄金について

##### ア 生活保護受給者の場合

生活保護法第16条に基づき、葬儀費用に充てることのできる。

##### イ 行楽中の人の場合

行楽法第11条及び墓塚法第7条第2項において、火葬等に要した費用に充当する。

ウ ア、イより、それでもなお、遺棄が生じる場合は、生活保護上では、速やかに相続財産管理人の選任を請求し、引当金となければならないとされている。生活保護法以外の場合についても、現行法上特例の規定は現当たらなため、民法の規定に基づき相続財産管理人の選任を経て、最終的に遺産に帰属することになる。(民法第961条から第967条)

### 3 現在の取り組みと困難を感じていること

#### 《現在の取組》

#### (1) 相談窓口の一元化

『身寄りがない方』についての相談窓口を社会福祉課福祉政策係に一本化し、医療機関や施設等からの相談を受け、関係部署や関連機関との連携を図りながら対応を行っている。

#### (2) 地域福祉計画への盛り込み

今年度の始良市第二次地域福祉計画の中間見直しに併せて、「身寄りがない方に対する支援」についても地域福祉における社会的課題であることを明記し、地域福祉計画に盛り込んでいく。

※「成年後見制度利用促進計画」の策定も行う。

### 3 現在の取り組みと困難を感じていること

#### 《困難を感じていること》

現在、『身寄りがない方』に対して包括的に支援できるような制度や根拠法令等がないため、健在である『身寄りがない方』についての戸籍等の親族照会ができない状況にある。



普段から、どれだけ役所との関わりがあって、キーパーソンとなる情報をどれだけ収集できているかが大きなポイントになる。

## 4 今後の取り組みについて

### (1) 関連機関や関係部署との検討会開催

『身寄りがない方』に携わる医療関係者,入所施設関係者,地域の方々など分野ごとに協議し、問題点・課題点の抽出と、それぞれの立場で支援できることを拾い上げ、整理を行う。

## 4 今後の取り組みについて

### (2) ガイドラインの見直し

- ・ 魚沼市などの先進事例等から学ぶ
- ・ 関連機関や関係部署との『身寄りがない方』への支援に対する検討会で出された問題点や課題点、それぞれの立場で支援できること等を整理して、ガイドラインに反映させていく。

## 4 今後の取り組みについて

- (3) 身寄りがない方のもしもに備えての取り組み
  - ・「始救 あんしんキット」の普及





## 4 今後の取り組みについて

・ ・ ・

- (3) 身寄りがない方のもしもに備えての取り組み
  - ・ 平時（元気なうち）から取り組める支援の研究



エンディングノートと先進事例から学ぶ  
任意後見制度や死後事務委任などの制度を学ぶ

## 4 今後の取り組みについて

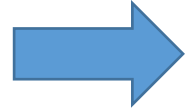
- (4) 成年後見制度利用促進事業と併せた取り組み
- ・『身寄りがない方』や『成年後見制度』を必要としている方の掘り起こしには、地域の民生委員や地域コミュニティの協力が必須
  - ・地域の方々と連携し、地域社会全体で支え合う体制の構築を図る。

# 『身寄り』問題 最後に...

現状



身寄り問題の発生

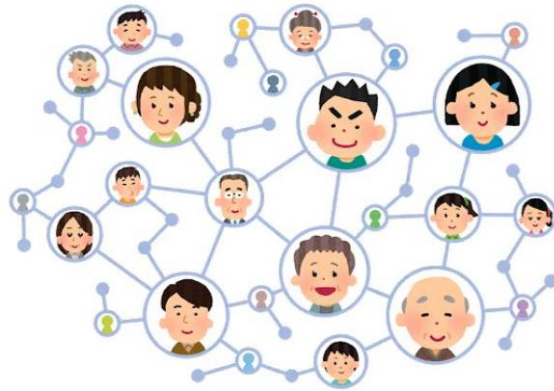


現行の法制度では、市が**法的根拠に基づき**できるのは

- ・生活保護に関すること（生活保護法）
- ・死後の火葬・埋葬対応（墓地埋葬法）
- ・身元不明者等の救護（行旅病人及行旅死亡人取扱法）
- ・成年後見制度の市長申し立て（老人福祉法ほか）

などに限られる

今後



引き続き関係機関との検討会を重ね、それぞれの関係機関ができることなどを整理し、よりよいガイドラインづくりを行っていきます。

地域や多機関と連携し、地域全体で支援できる体制の構築を目指していきます。

ご清聴ありがとうございました

